

松くい虫防除推進員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

松くい虫防除推進員設置規程の一部を改正する告示

松くい虫防除推進員規程（昭和61年岩手県告示第322号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>松くい虫防除推進員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 松くい虫被害のまん延を防止するため、<u>松くい虫防除推進員</u>（以下「推進員」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 推進員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>松くい虫防除</u>に熱意を有する者</p> <p>(3) [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 推進員は、別に定める担当地区に係る次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>松くい虫被害</u>のまん延防止に関する知識の普及啓発</p> <p>(2) <u>松くい虫被害</u>の発見及び報告</p> <p>(3) <u>松くい虫</u>による被害材の移動の監視及び報告</p> <p>(4) <u>松くい虫被害</u>の防除に関する助言及び指導</p> <p>(5) その他<u>松くい虫被害防除</u>の推進に必要な事項</p> <p>2 [略]</p> <p>(推進員証及び腕章)</p> <p>第7条 推進員は、その証として<u>松くい虫防除推進員証（様式第1号）</u>を携帯し、かつ、腕章<u>（様式第2号）</u>を着用しなければならない。</p> <p>2 推進員は、その職務を行うに当たり関係者の要求があるときは、<u>松くい虫防除推進員証</u>を提示しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>松くい虫等防除推進員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>松くい虫及びカシノナガキクイムシ</u>（以下「<u>松くい虫等</u>」という。）による被害のまん延を防止するため、<u>松くい虫等防除推進員</u>（以下「推進員」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 推進員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>松くい虫等防除</u>に熱意を有する者</p> <p>(3) [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 推進員は、別に定める担当地区に係る次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>松くい虫等被害</u>のまん延防止に関する知識の普及啓発</p> <p>(2) <u>松くい虫等被害</u>の発見及び報告</p> <p>(3) <u>松くい虫等</u>による被害材の移動の監視及び報告</p> <p>(4) <u>松くい虫等被害</u>の防除に関する助言及び指導</p> <p>(5) その他<u>松くい虫等被害防除</u>の推進に必要な事項</p> <p>2 [略]</p> <p>(推進員証及び腕章)</p> <p>第7条 推進員は、その証として<u>別に定める様式による松くい虫等防除推進員証</u>を携帯し、かつ、<u>別に定める様式による腕章</u>を着用しなければならない。</p> <p>2 推進員は、その職務を行うに当たり関係者の要求があるときは、<u>松くい虫等防除推進員証</u>を提示しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。